

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年3月15日（平成29年（行個）諮問第48号）

答申日：平成29年9月4日（平成29年度（行個）答申第91号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「審査請求人が平成27年特定月A頃、特定労働基準監督署に賃金不払いの件で申告した申告処理台帳一式。ただし、審査請求人が提出した資料は除く。（事業場名：特定事業場 事業場住所：特定住所）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が平成28年11月18日付け東労発総個開第28-734号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- ① 審査請求人は、特定事業場在社中、社長であるX氏から毎月末ごとに、「給料は払う、払う！」と約束したにも関わらず、平成27年特定月日Bに特定月C分給料一部金特定金額が支払れただけで、他は、支払いが無く、約束は、殆ど守られなかった。その理由も「取引が予定通り報酬が振込まれていない！」存在するかどうか分からない会計士から「連絡がない！電話が繋がらないから、払えない！」会計士に直接連絡をとってみたいと言ったら「個人情報保護法に反するので、電話番号は、教えられない！」と故意の嘘だと分かる無茶苦茶な理由でした。
- ② また、「この業界は、残業代がない慣習だから」と言って、勤務時間が法定時間を超えても、労働基準法で定められている時間外割増ありませんでした。
- ③ 「給料払わないんだったら、未払い賃金支払い誓約書を書いて下さ

い。」と申し出ても、「弁護士に相談してみたら書く」と特定月C分以外は、何度も、何度もお願いしても、結局言い逃れて、書いてくれませんでした。

- ④ 平成27年特定月A，給料不払いから，生活困難に陥ったため，よそで，仕事をして収入を得る目的で1ヶ月休暇を取った時，給料を貰おうと会社や社長携帯電話に連絡をとっても，電話にでませんでした。さらに，「もうこれ以上給料の支払いがなければ，会社を続ける事が出来ません。最低3ヶ月は，給料を支払って下さい。そうでないと，もう会社を辞めます。」とメールと手紙で申し出た。しかし，期限日には，給料が銀行口座に振り込まれませんでした。その後，結局，雇用契約は，守られず，退社しました。
- ⑤ 退社後，賃金の支払いを求めて，連絡をとろうとしたのですが，電話には，出ないわ，居留守を使って会わないわ，請求書を送っても，賃金の振込はないわ，不誠実極まりない態度でした。その後，「これは明らかに賃金債権を踏み倒される！」と思ったので，特定労働基準監督署に申告しました。しかし，賃金不払いは，認めたものの，同じ様に，電話には，出ないわ，臨検面会は，居留守を使って会わないわ，来署依頼には，出頭する事がないわ，不誠実極まりない態度をとりました。さらに，現在も，支払いも連絡も全くありません。
- ⑥ 相手方は，審査請求人がこれまで経験した事実過程からすると，社会常識上どう考えても，雇用契約を締結したにも関わらず，申立人を欺き賃金を支払わないと言う事は，明らかに，審査請求人を卑劣に搾取しています。つまり，相手方は，謀略的な思考の持ち主であり，法の網の目を旨くすり抜け，賃金を払わなくても済む様に企んでいます。

現在，私は，賃金不払いから，経済的困難に陥っています。また，会社法人登記簿上に住所に会社が存在しなく，X氏の住民票の住所にも，X氏は，住んでいません。つまり，手がかりが全く無く，裁判所を通じ賃金を差押ようと考えているのですが，全く債務者のお金のありかがわかりません。弁護士も探偵に調査をお金がありません。とにかく現状を打破するには，特定事業場の情報が必要です。情報が部分開示のままでは，何もわかりません。全部開示してください。このままでは，時効成立により，給料を踏み倒されます。ともかく情報が欲しいのです。厚生大臣殿，情報の全部開示を何卒よろしくお願い致します。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については，法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イの規定に基づき部分開示した原処分は妥当であり，本件審査請求

は棄却すべきものとする。

## (2) 理由

### ア 対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした情報提供による申告処理に係る関係書類であり、本件対象保有個人情報は、別表2の1欄に掲げる文書番号1ないし3の文書（以下、第3においては「対象文書」という。）である。

このうち、以下に記載する情報は、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

#### ○ 担当官が作成又は収集した文書（別表1の1欄に掲げる文書）

当該文書には、審査請求人個人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

### イ 不開示情報該当性について

#### (ア) 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳及び申告処理台帳続紙は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

対象文書1の申告処理台帳及び続紙の記載のうち、不開示とした部分には、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

対象文書1の通番1及び2並びに対象文書3の通番8は、労働基準監督官の指導方針等の決定の基礎となった情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

対象文書1の通番3ないし通番5は、労働基準監督官が認定した

事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、対象文書1の通番3及び通番5には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態等に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているものであるため、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

一方、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。

このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が審査請求人に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが困難になるおそれがある。

また、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎とな

る情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、対象文書1の通番3ないし通番5は、法14条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

これらに加え、対象文書1の通番2、通番4及び通番5には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### (イ) 担当官が作成又は収集した文書（対象文書2）

対象文書2の通番6は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理等における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において「情報が部分開示のままでは、何もわかりません。全部開示してください。」等と主張してその開示を求めているが、上記(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

#### (4) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

### 2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成29年3月15日付け厚生労働省発基0315第5号により諮問した平成29年（行個）諮問第48号に係る諮問書理由説明書について、諮問庁としては原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、下記のとおり不開示情報該当性について補充して説明する。

- 担当官が作成又は収集した文書のうち8頁ないし10頁、21頁、22頁、27頁、28頁、32頁、33頁、36頁及び37頁について

諮問庁としては、当該文書については、審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと判断するものであるが、当該文書が保有個人情報に該当するとされた場合の不開示情報該当性について判断する。

当該文書が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、10頁、22頁には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年3月15日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年4月13日    | 審議                |
| ④ | 同年7月6日     | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月26日      | 諮問庁から補充理由説明書を收受   |
| ⑥ | 同年8月31日    | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が平成27年特定月A頃、特定労働基準監督署に賃金不払いの件で申告した申告処理台帳一式。ただし、審査請求人が提出した資料は除く。（事業場名：特定事業場 事業場住所：特定住所）」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、保有個人情報該当性及び不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

## 2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表1に掲げる文書に記録された情報については、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明している。

しかしながら、当該部分は、審査請求人の申告事項を処理するため、労働基準監督官が作成又は取得した文書であると認められ、当該文書に記録された保有個人情報は、その取得の目的等を考慮すると、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。したがって、当該保有個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

## 3 不開示情報該当性について

### (1) 別表2の4欄に掲げる部分について

#### ア 通番2

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分で開示されている情報から推認できる内容であって、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、かつ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、5号及び7号イに該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番4

16頁「処理経過」欄1行目に、平成28年1月27日、労働基準監督署担当官より審査請求人に経過報告した旨が記載されている。そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に審査請求人に説明した内容を確認させたところ、15頁「処理経過」欄25行目1文字目ないし20文字目及び27文字目ないし28行目については、審査請求人に説明したとのことであった。

そうすると、当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、担当官から審査請求人に説明している情報であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、

同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、かつ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番5

(ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

- a 13頁「処理経過」欄23行目に記載されている平成28年1月6日、労働基準監督署担当官より審査請求人に経過報告した内容は、13頁「処理経過」欄9行目ないし20行目（9行目14文字目ないし27文字目、11行目8文字目ないし22文字目、12行目6文字目ないし19文字目、13行目9文字目ないし22文字目、14行目11文字目ないし25文字目、15行目11文字目ないし25文字目、16行目10文字目ないし24文字目、17行目12文字目ないし26文字目及び19行目11文字目ないし25文字目を除く。）である。
- b 14頁「処理経過」欄13行目に記載されている平成28年1月7日、労働基準監督署担当官より審査請求人に経過報告した内容は、13頁「処理経過」欄27行目5文字目ないし28行目25文字目、30行目5文字目ないし33文字目、32行目6文字目ないし24文字目及び14頁「処理経過」欄1行目ないし10行目である。
- c 15頁「処理経過」欄22行目に記載されている平成28年1月26日、労働基準監督署担当官より審査請求人に経過報告した内容は、14頁「処理経過」欄21行目ないし22行目22文字目である。
- d 18頁「処理経過」欄17行目に記載されている平成28年2月16日、労働基準監督署担当官より審査請求人に架電した内容は、18頁「処理経過」欄9行目1文字目ないし23文字目、26文字目ないし30文字目、10行目2文字目ないし4文字目、7文字目ないし11文字目、22文字目ないし30文字目及び13行目10文字目ないし27文字目である。

(イ) 当該部分（下記（ウ）を除く。）は、法14条2号本文前段に規



定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、担当官から審査請求人に説明している情報であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、かつ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) 20頁「処理経過」欄15行目ないし18行目は、審査請求人が労働基準監督署担当官に述べた内容が記載されており、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められず、また、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、かつ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当せず、開示すべきである。

## エ 通番7

(ア) 20頁「処理経過」欄9行目に、平成28年2月29日、労働基準監督署担当官より審査請求人に経過報告した旨が記載されている。そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に審査請求人に説明した内容を確認させたところ、21頁の1行目ないし6行目、22頁の2行目1文字目ないし4文字目、40文字目から最終文字、5行目及び6行目32文字目ないし7行目については、審査請求人に説明したとのことであった。

(イ) 21頁

当該文書の最上部1文字目及び2文字目は、原処分で開示されている情報から推認できる内容であり、また、1行目ないし6行目は、

担当官から審査請求人に説明している情報であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、かつ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) 22頁

当該文書の2行目1文字目ないし4文字目、40文字目ないし最終文字、5行目及び6行目32文字目ないし7行目は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、担当官から審査請求人に説明している情報であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、かつ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の不開示部分について

ア 通番1、通番6及び通番8

当該部分のうち、通番1の1頁「完結区分」欄は、申告処理に係る労働基準監督署の対応方針であり、その余の部分は、当該申告事案に係る労働基準監督機関の対応、処理状況等であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番2

当該部分は、当該申告事案に係る労働基準監督署の対応、処理状況等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番3

当該部分は、当該申告事案に係る労働基準監督機関の対応、処理状況等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 通番4

当該部分は、当該申告事案に係る労働基準監督機関の対応、処理状況等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 通番5

当該部分は、当該申告事案に係る労働基準監督官の処理内容及び処理状況並びに関係者から把握した情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 通番7

(ア) 8頁, 9頁, 21頁, 27頁, 28頁, 32頁, 33頁, 36頁及び37頁は、いずれも申告処理の過程において作成又は収集された文書であると認められ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 10頁及び22頁は、いずれも申告処理の過程において収集された文書であると認められ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、別表2の4欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するが、同条7号イに該当すると認められるので、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表2の4欄に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当し、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別表 1

1  詢問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分		2  保有個人情報該当性
文書 2	担当官が作成又は収集した文書（8 頁ないし 10 頁， 21 頁， 22 頁， 27 頁， 28 頁， 32 頁， 33 頁， 36 頁及び 37 頁）	該当する。

別表 2

1 対象文書名及び頁			2 通番	3 不開示を維持する部分		4 開示すべき部分
番号	文書名	頁		該当箇所	根拠条文 (法 14 条)	
1	申告処理台帳及び続紙	1 ないし 5, 7 及び 11 ないし 20	1	1 頁の「完結区分」欄。5 頁の「処理経過」欄 10 行目及び 11 行目。7 頁の「処理経過」欄 29 行目。11 頁の「処理経過」欄 13 行目。17 頁の「処理経過」欄 21 行目。19 頁の「処理経過」欄 5 行目, 16 行目及び 17 行目。	5 号及び 7 号イ	
			2	7 頁の「処理経過」欄 25 行目及び 26 行目。12 頁の「処理経過」欄 29 行目。15 頁の「処理経過」欄 13 行目, 17 行目及び 18 行目。17 頁の「処理経過」欄 1 行目。	2 号, 5 号及び 7 号イ	12 頁「処理経過」欄 29 行目
			3	7 頁の「処理経過」欄 21 行目及び 22 行目。13 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 3 行目。17 頁の 25 行目及び 26 行目。18 頁の「処理経過」欄 21 行目	3 号イ及びロ, 5 号並びに 7 号イ	

			及び22行目。			
			4	15頁の「処理経過」欄25行目ないし30行目。16頁の「処理経過」欄9行目。17頁の「処理経過」欄29行目及び30行目。	2号, 3号イ, 5号及び7号イ	15頁「処理経過」欄25行目1文字目ないし20文字目及び27文字目ないし28行目
			5	13頁の「処理経過」欄9行目ないし20行目及び25行目ないし32行目。14頁の「処理経過」欄1行目ないし10行目, 21行目ないし23行目, 29行目及び30行目。 15頁の「処理経過」欄1行目, 2行目, 5行目, 6行目, 9行目及び10行目。17頁の「処理経過」欄5行目ないし19行目。18頁の「処理経過」欄9行目ないし13行目。 20頁の「処理経過」欄5行目, 6行目及び13行目ないし19行目。	2号, 3号イ及びロ, 5号並びに7号イ	・13頁「処理経過」欄9行目ないし20行目(9行目14文字目ないし27文字目, 11行目8文字目ないし22文字目, 12行目6文字目ないし19文字目, 13行目9文字目ないし22文字目, 14行目11文字目ないし25文字目, 15行目11文字目ないし25文字目, 16行目10文字目ないし24文字目, 17行目12文字目ないし26文字目及び19行目1

					<p>1文字目ないし25文字目を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・13頁「処理経過」欄27行目5文字目ないし28行目25文字目, 30行目5文字目ないし33文字目, 32行目6文字目ないし24文字目及び14頁「処理経過」欄1行目ないし10行目</li> <li>・14頁「処理経過」欄21行目ないし22行目22文字目</li> <li>・18頁「処理経過」欄9行目1文字目ないし23文字目, 26文字目ないし30文字目, 10行目2文字目ないし4文字目, 7文字目ないし11文字目, 22文字目ないし30文字目及</li> </ul>
--	--	--	--	--	---



						び13行目10文字目ないし27文字目・20頁の「処理経過」欄15行目ないし18行目
2	担当官が作成又は収集した文書	6, 8ないし10, 21, 22及び27ないし39	6	6頁6行目及び26行目ないし30行目。29頁18行目9文字目ないし25行目。30頁, 31頁, 34頁, 35頁, 38頁及び39頁の対象文書全体。	5号及び7号イ	
			7	①8頁, 9頁, 21頁, 27頁, 28頁, 32頁, 33頁, 36頁及び37頁	非該当(5号及び7号イ)	・21頁最上部1文字目及び2文字目 ・21頁1行目ないし6行目
				②10頁及び22頁	非該当(2号, 5号及び7号イ)	22頁2行目1文字目ないし4文字目, 40文字目ないし最終文字, 5行目, 6行目32文字目ないし7行目
3	労働相談に係る文書	23ないし26	8	25頁の「相談対応者」欄左端から2文字を除いた部分	5号及び7号イ	

※ 対象文書には頁番号は付番されていないが、文書番号1ないし文書番号3

の1枚目ないし39枚目に1頁ないし39頁と付番したものを「頁」として記載している。